

一般財団法人日本真綿協会と信州大学繊維学部 包括的連携に関する協定書

一般財団法人日本真綿協会（以下「甲」という。）と信州大学繊維学部（以下「乙」という。）は、両機関の連携・協力を促進し、社会への貢献及び新たな価値の提案を行うため、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力のもと、真綿、紬及び蚕糸に関する分野で相互に協力し、わが国の蚕糸科学技術、文化の維持・保全、ならびに次世代の人材育成や文化振興に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

- （1）真綿・真綿製品、紬及び蚕糸に関する科学研究に関すること。
- （2）真綿・真綿製品、紬及び蚕糸に関する技術・伝統の保存に関すること。
- （3）真綿・真綿製品、紬及び蚕糸に関する産業・文化の振興に関すること。
- （4）真綿・真綿製品、紬及び蚕糸に関する学術の振興に関すること。
- （5）真綿・真綿製品、紬及び蚕糸に関する教育・人材育成に関すること。
- （6）その他甲と乙が必要と認めること。

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置・開催するものとする。

2 連携協議会の構成、運営について必要な事項は甲乙双方協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（真綿・蚕糸館）

第5条 真綿・蚕糸館の利用について、甲と乙は協議を行うものとする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

とする。


本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和7年10月25日

甲 東京都文京区根津 1-16-9 タウンシップ文京根津 1102

一般財団法人 日本真綿協会

代表理事

問邊 大干 

乙 長野県上田市常田 3-15-1

信州大学繊維学部

繊維学部長

村上 